

公益社団法人水戸市シルバー人材センター安全・適正就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人水戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全・適正に就業するために遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(安全・適正就業心得)

第3条 会員は、就業に当たっては、次の各号の安全・適正就業心得を遵守して作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装及び履物は、作業にあった動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図及び連絡を正確に行い、意思疎通を図ること。
- (8) 帰宅するまでが仕事であり、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、睡眠を十分にとるように心がけること。
- (11) 酒気を帯びての就業は、絶対にしないこと。

(作業別安全・適正就業基準)

第4条 会員は、植木剪定、除草等の作業に従事する場合は、別表定める作業別安全・適正就業基準を遵守し、安全・適正就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、作業内容により保護帽を着用するとともに、必要に応じて墜落制止用器具を使用しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、安全上身体を保護する必要がある作業に従事する際は、別表に定めるところにより、安全保護具を装着し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、就業時（就業場所との往復時を含む。以下この条において同じ。）に、自動車、自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を使用する場合は、交通ルールを遵守し、及び交通事故に注意して運転しなければならない。

- 2 会員は、就業時に自動二輪車又は原動機付自転車を運転し、又はこれらに乗車する場合は、乗車用ヘルメットをかぶらなければならない。
- 3 会員は、就業時に自転車を運転する場合は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。
- 4 会員は、路上での仕事に際しては、交通ルールを遵守するとともに、腕章を着用するなど交通事故等に注意して作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において安全であることを確認してから作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等が危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類を必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 前項に規定する点検において不良箇所を発見したときは、当該器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(安全衛生教育等)

第9条の2 会員は、次の各号に掲げる機械を作業に用いる場合は、あらかじめ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の規定による教育を受講したことを証明する書類をセンターに提出しなければならない。

(1) 刈払機

(2) チェーンソー

2 会員は、前項各号に掲げる機械を用いて作業をする場合は、事故を防止するために必要な防護衣を身につけなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、進んで健康診断を受けなければならない。

2 会員は、疲労が蓄積しないように、休養を十分にとることを常に心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、就業場所との往復時又は就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(他の規定の遵守)

第12条 会員は、この基準に定めるもののほか、他に事故防止又は安全確保のための規定を定めている場合は、当該規定を遵守して作業に従事しなければならない。

(基準違反に対する措置)

第13条 理事長は、会員が第5条又は第9条の2の規定に違反して就業したときは、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じるものとする。

(1) 指導 口頭により適正就業することを求めること。

(2) 訓戒 文書により厳重に注意し、戒めること。

(3) 就業停止 1年を超えない範囲内において、一定期間を定めて就業を停止させること。

(4) 就業中止 一定期間を定めて一切の就業をさせないこと。

(5) 退会勧告 文書により退会を勧告すること。

2 前項の措置は、安全・適正就業委員会の調査及び審議を経て決定するものとする。

3 措置の対象となっている会員は、安全・適正就業委員会において意見を陳述することができる。

付 則

この基準は、平成19年4月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成26年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、令和4年11月1日から施行する。ただし、第12条の次に1条を加える改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条の規定は、同条の施行の日以後の就業について適用し、同日前の就業については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

作業別安全・適正就業基準

1 植木剪定作業

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理・お互いの体調確認に努めること。 2 睡眠不足・二日酔い等の場合は就業しないこと。 3 安全第一に考え、安全就業を心がけること。 4 服装・履物は、作業に適したものを着用すること。 (1) 作業服は、長袖長ズボンとすること。 (2) 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること（地下足袋、運動靴等）。 (3) 保護帽は、必ず着用すること。 5 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業すること。 6 就業場所に着いたら、周囲の状況を確認すること。 7 作業環境は、常に整理整頓に心がけること。 8 道具類の使用は、正しい使用法によること。 9 複数人での作業を基本とし、作業では、合図及び連絡を正確に行い、意思疎通を図ること。 10 作業開始前には、全員で作業方法・設備・危険個所の確認をすること。 11 就業場所への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	保護帽
高所作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 梯子に上り足元が2m以上又は剪定箇所が4m以上の場合は作業しないこと。 	
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 のどが渇かなくても定期的に水分・塩分を補給すること。 2 会員同士頻りに声をかけ合い、変化があったらすぐに就業を中止すること。 	
脚立使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 脚立を使用する際は、墜落制止用器具(胴ベルト型又はハーネス型)を装着すること。 2 脚立は、使用前に十分点検し、特に腐食及び固定状態並びに開き止め、閉じ止め等の装置を点検すること。 3 脚立は、シルバー人材センターの所有のもの又は自己所有のものを使用すること。 4 脚立の設置は、脚立の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。 5 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ、開き止め装置及び閉じ止め装置を確実にかけること。地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保する 	墜落制止用器具 開き止め装置 閉じ止め装置

	<p>こと。</p> <p>6 脚立の上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業しないこと。</p> <p>7 脚立を昇降する際は、脚立の踏み栈をしっかりと持つこと。両手に物をもつての昇降は厳禁とする。また脚立から飛び降りないこと。</p> <p>8 作業中の脚立周辺には、はさみ、刃物類を放置しないこと。</p> <p>9 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>10 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p>	
刈込作業	<p>1 ヘッジトリマー使用時は必ず保護眼鏡又はフェイスガードを着用すること。</p> <p>2 共同で刈込作業を行う場合には、刃先に十分注意すること。また互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</p> <p>3 使用休止中の刈込はさみは、安全かつ目立つ所に置くようにし、立掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。</p>	<p>保護眼鏡 フェイスガード</p>
チェーンソーを使用した作業	<p>1 保護帽及び保護眼鏡を必ず着用すること。また、下肢を防護する防護衣（防護ズボン又はチャップス）を必ず着用すること。</p> <p>2 使用前に必ず点検すること。</p> <p>3 樹上でチェーンソーを使用しないこと。</p> <p>4 伐採枝（伐採木含む。）を地上で細断する場合は、切枝の跳ね返り防止措置を行うこと。</p> <p>5 チェーンソーを取り扱う際の主な注意点</p> <p>(1) 移動・点検・修理・給油及び掃除を行う際は、必ずチェーンソーのエンジンを停止し、ロックレバーをロック位置に設定すること。</p> <p>(2) チェーンソーのエンジン始動時は安定した場所に置き、周囲に人がいないことを確認すること。</p> <p>(3) 必要以上に木に刃を押し当てないこと。</p> <p>(4) 片手で伐採作業をせず、両手でハンドルを持って作業すること。</p> <p>(5) チェーンソーオイルの補給を忘れないこと。</p> <p>(6) エンジンチェーンソーはガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。</p> <p>(7) 電動チェーンソーを取り扱う際は、電源コードが足にかからないように注意すること。</p>	<p>保護帽 保護眼鏡 防護ズボン チャップス</p>

その他	<p>1 事前に発注者の意向（作業範囲・内容）を確認し、復唱することで、作業後のトラブルを回避すること。</p> <p>2 作業前に隣地との境界を発注者に十分確認し、不用意に隣地の樹枝を刈ることがないように気をつけること。</p>	
-----	---	--

2 除草作業

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<p>1 常に健康の維持管理に努めること。</p> <p>2 睡眠不足・二日酔い等の場合は就業しないこと。</p> <p>3 安全第一に考え、安全就業を心がけること。</p> <p>4 服装・履物は、作業に適したものを着用すること。</p> <p>(1) 作業服は、長袖長ズボンとし、虫の入らないよう袖口の締まったものを選ぶこと。</p> <p>(2) 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること（地下足袋、運動靴等）。</p> <p>(3) 作業帽は、必ず着用すること。</p> <p>5 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業すること。</p> <p>6 就業場所に着いたら、周囲の状況を確認すること。</p> <p>7 作業環境は、常に整理整頓に心がけること。</p> <p>8 斜面での作業は、滑りやすいので、斜面の下方向に向かって刈り進まない等十分注意すること。</p> <p>9 道具類の使用は、正しい使用方法によること。</p> <p>10 複数人での作業を基本とし、作業では、合図及び連絡を正確に行い、意思疎通を図ること。</p> <p>11 長時間の作業は避けること。</p> <p>12 雨天時の作業は避けること。</p> <p>13 就業場所への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</p>	作業帽
炎天下での作業	<p>1 のどが渇かなくても定期的に水分・塩分を補給すること。</p> <p>2 会員同士頻繁に声をかけ合い、変化があったらすぐに就業を中止すること。</p>	
手作業	<p>1 作業現場の状況確認を十分に行うこと。</p> <p>(1) ガラスの破片、釘等に注意すること。</p> <p>(2) 蜂の巣、蛇、害虫等に注意すること。</p> <p>2 鎌、刈込はさみ等を使っての作業では、安全第一を心掛けること。</p> <p>(1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用すること。</p> <p>(2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、先に</p>	

	<p>注意すること。</p> <p>(3) 使用休止中の時鎌は、倒れると危険なので立掛けず、刃先を上向きに置かないようにする。使用しない道具は、邪魔にならず、かつ、目立つ所に置くこと。</p>	
刈払機作業	<p>1 保護帽を必ず着用し、あごひもを結ぶこと。また、すねを防護する防護衣を必ず着用すること。</p> <p>2 保護眼鏡又はフェイスガードを着用すること。</p> <p>3 使用前に必ず点検すること。</p> <p>(1) ネジの緩みはないか。</p> <p>(2) 作業に適した刃が付いているかどうか。</p> <p>(3) 刃先にひび割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。また、予備の刃を持参して適宜交換する等、常に最良の状態を使用すること。</p> <p>4 作業前に周囲の障害物の確認又は除去をしておくこと。特に小石や配管には十分注意すること。</p> <p>5 必ず事前に配管及び隣地との境界を発注者に確認し、必要があれば目印をしておくこと。</p> <p>6 飛石等の飛散防止のために、コンパネ・防護ネット等を使用すること。</p> <p>7 刈幅は1.5m程度とし、右から左に刈り払うこと。往復刈りは大きな事故の原因となるキックバックを起こすおそれがあるので厳禁とする。</p> <p>8 作業中は、半径1.5m以内に他の人を近づけないこと。</p> <p>9 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。</p> <p>10 ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。</p> <p>11 運搬及び格納時は、回転刃には保護カバーを付けること。</p> <p>12 移動・点検・修理・給油及び掃除を行う際は、必ず刈払機のエンジンを停止すること。</p> <p>13 使用していない刈払機は見えやすいところに置き、決して作業範囲の足元に置かないこと。</p>	<p>保護帽 安全ガード等 保護眼鏡等</p> <p>コンパネ等</p> <p>保護カバー</p>